

伊東市国民健康保険運営協議会会議録

招集 令和7年12月24日

1 議事日程

- 令和7年12月24日（水曜日）午後2時59分 低層棟3階第2委員会室
- 第1 伊東市国民健康保険税の税率等の改正について（諮問）
第2 その他（報告事項）

2 会議に付した事件

議事日程と同一

3 出席委員（14人）

1番	河島紀美恵君	2番	佐藤周君
3番	篠原峰子君	4番	四宮和彦君
5番	井戸清司君	6番	小林隆徳君
7番	齋藤誠君	8番	大胡恵君
9番	深辺安弘君	10番	高橋澄子君
11番	岡田典之君	13番	稲葉雄司君
15番	前田修君	17番	相馬幸一君

4 欠席委員（3人）

12番	山本佳洋君	14番	百瀬哲也君
16番	松岡利行君		

5 説明のため出席した者（4人）

市民部長	萩原智世子君	保険年金課長	渡辺拓哉君
課長補佐	鳥澤清佑君	主査	増田大悟君

会議 午後2時59分開会

保険年金課長（渡辺拓哉君）定刻より少々早いですが、本日出席予定の委員の皆様が揃いましたので、ただいまから伊東市国民健康保険運営協議会を開会させていただきます。

それでは、会議に移らせていただきます。会議の議長は、井戸会長をお願いいたします。議長（井戸清司君）それでは、ただ今から会議を開きます。

まず、諸般の報告をいたします。

12番 山本委員、14番 百瀬委員、16番 松岡委員から本協議会を欠席する旨の

届け出がありましたので、御報告いたします。以上で諸般の報告を終わります。
議長（井戸清司君）現在、出席委員は14名で、定足数に達しております。これより議事に入ります。本日の会議録署名委員の指名をさせていただきます。

2番 佐藤委員、4番 四宮委員を指名します。よろしくお願いいたします。

議長（井戸清司君）議題1 伊東市国民健康保険税の税率等の改正について（諮問）を議題といたします。

部長（萩原智世子君）下記の諮問書朗読

伊東市国民健康保険運営協議会

会長 井戸清司様

伊東市長 杉本憲也

伊東市国民健康保険税の税率等の改正について（諮問）

伊東市国民健康保険運営協議会規則第3条第1項に定める事項について審議をお願いしたく、下記のとおり諮問いたします。

記

1 諮問事項

(1) 伊東市国民健康保険税条例（昭和40年伊東市条例第3号）に規定する国民健康保険税の賦課限度額を次のとおり改正することについて御意見をお伺いします。

ア 基礎課税額の賦課限度額の改正について

基礎課税額の賦課限度額については、地方税法（昭和25年法律第226号）において政令で定めるものとされており、当該政令（令和7年政令第119号）が令和7年3月31日公布され、令和7年4月1日施行されました。その中で賦課限度額は66万円と定められたことから本市においても被保険者間の負担の公平化を図るため、賦課限度額を66万円といたします。

イ 後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額の改正について

後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額については、地方税法において政令で定めるものとされており、当該政令が令和7年3月31日公布され、令和7年4月1日施行されました。その中で賦課限度額は26万円と定められたことから本市においても被保険者間の負担の公平化を図るため、賦課限度額を26万円といたします。

(2) 伊東市国民健康保険税条例に新たに規定する子ども・子育て支援納付金課税額について御意見をお伺いします。

ア 適正な税率について

子ども・子育て支援納付金課税額は、令和6年6月12日に公布された子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）で新たに規定された税目となります。

イ 令和8年度分に限り税率についてはゼロと読み替えて適用することについて

設定した税率に関わらず、令和8年度分の子ども・子育て支援納付金課税額については、当該税率をゼロと読み替え、実際には課税が発生しないようにいたします。

ウ 賦課限度額について

子ども・子育て支援納付金課税額の賦課限度額については、令和6年6月12日に公布された子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律による改正後の地方税法において政令で定めるものとされており、その政令は令和8年度末までに公布される予定であります。現時点で、法定限度額は未定ではありますが、被保険者間の負担の公平化を図るため、本市の賦課限度額を今後政令で示される法定限度額と同額といたします。

2 諮問理由

(1) 賦課限度額の改正について

基礎課税額分及び後期高齢者支援金等課税額分については、厳しい経済情勢が続く中、低所得者及び中所得者の負担に配慮するとの理由により、地方税法施行令で定める国民健康保険税賦課限度額が改正されていること。

また、国は、全国健康保険協会の負担の上限との差を少なくする方針であり、今後も改正が続くことが予想され、地方税法施行令の改正から間を置かずに改正しない場合、将来大幅な改正を迫られる可能性が残るため。

以上について御意見をお伺いします。

(2) 子ども・子育て支援納付金課税額について

ア 適正な税率について

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により新たに規定される子ども・子育て支援納付金課税額の税率を設定する必要があることから、適正な税率について御意見をお伺いします。

イ 令和8年度分に限り税率についてはゼロと読み替えて適用することについて

物価高騰による被保険者の負担増を考慮した緊急的な措置として令和8年度は当該税率をゼロと読み替えて適用することについて御意見をお伺いします。

ウ 賦課限度額について

子ども・子育て支援納付金課税額分については、新たな課税であり、今後示される法定限度額を賦課限度額とすることを県も推奨していることに加え、法定限度額以外の賦課限度額を設定することに特段の理由もないため、法定限度額を本市の賦課限度額とすることについて御意見をお伺いします。

以 上

〔部長から諮問書を受領〕

議長（井戸清司君）ただ今「伊東市国民健康保険税の税率等の改正について」の諮問があり、諮問書を受領いたしました。

本諮問につきましては、本日御審議いただき、当協議会の答申として、取りまとめたいと思います。

なお、委員の皆様には、事務局から諮問書（写）を配付いたしますのでよろしくお願いたします。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 0 2 分休憩

午後 3 時 0 3 分再開

議長（井戸清司君）休憩を戻し再開いたします。

それでは、議題 1 「伊東市国民健康保険税の税率等の改正について（諮問）」についてですが、諮問書全般、賦課限度額改正、子ども・子育て支援金制度及びに諮問からは外れましたが税率改正の合計 4 つについてそれぞれ質疑を行い、最後に諮問全体についてお諮りしたいと思います。

議長（井戸清司君）それでは、まず初めに、諮問書全般について、当局の説明を求めます。

保険年金課長（渡辺拓哉君）〔諮問書に基づき説明〕

議長（井戸清司君）ただ今の説明について、御質問、御意見がございましたら、お願いいたします。

委員 今までは段階的に税率を引き上げる方針でしたが、令和 8 年度の税率を据え置いた場合、令和 9 年度はどうなりますか。

保険年金課長（渡辺拓哉君）令和 9 年度の税率の上げ幅は大きくなる見込みとなりますが、実際に令和 9 年度にどの程度引き上げるかについては、来年度に改めて御審議していただくことになるかと思えます。

委員 令和 1 2 年度を一旦のゴールとし、税率を 1 段ずつ段階的に引き上げる話だったはずでしたが、令和 8 年度を据え置くことで令和 9 年度は 1 段飛ばしの 2 段階分の引上げになるか、あるいはそれを緩和するために残りの年数で引上げ幅を割り振り直すかが考えられますが、いずれにしてもゴールである期限は変わらないということですよ。

保険年金課長（渡辺拓哉君） 委員お見込みのとおりでございます。

委員 税率の上げ方についての今までの当局案としては段階的に上げていくという方法が一気に上げるより負担が少ない方法であるという審議が前回行われたと思いますが、現在、基金は10億円あるということですが、税率を据え置いた場合はどのくらい基金を使うことになりますか。

保険年金課長（渡辺拓哉君） その辺りについては後ほど詳しく説明させていただきますが、今回税率を据え置くことで約3億8,500万円の不足が生じますので、これを基金で賄うことになると思います。基金に若干の余裕がありますのでその分は使えるのではないかと考えております。

委員 基金に若干の余裕があるので据え置くという方法を採用してもよいのではないかという回答でしたが、先程佐藤委員もおっしゃましたが、令和9年度にどのくらい上げるかというのは、その後の審議によって決めるということになっていきますので、令和8年度に据え置いた分を令和9年度にまとめて上げることになると負担増が大きいと感じます。もちろん、市長さんの考え方も分かりますが、不足が生じて基金を多く取り崩すとなると、今まで議論を進めてきた方法である段階的で安定した上げ幅による税率引上げが望ましいと私は思います。

議長（井戸清司君） ほかに御質問ありませんか。

委員 令和12年度の統一を目標としていると思いますが、令和8年度の引き上げを見送った場合に令和9年度の上げ幅が大きくなり、なめらかになるように目標年度の令和12年度を後ろにずらすことは考えていますか。

それから、今後、感染症の拡大や物価高などの不測の事態が発生するかも知れないことを考えると、令和8年度の税率を据え置くということが本当に適切な判断なのか、ということも思います。

保険年金課長（渡辺拓哉君） 統一に向けた第1段階目の一応のゴールである令和12年度については、納付金ベースの統一が県と市町の合意により決まっております、後ろへはずれさせないことになっております。次に不測の事態に対応できるのかという御質問についてですが、令和8年度については税率据え置きによる不足額が3億8,500万円ありまして、これに新制度である子ども・子育て支援納付金分を含めると約4億4,000万円を基金から取り崩す見込みではあるものの、まだ6億円以上は残りますので、恐らくは大丈夫ではないかと予想しております。

議長（井戸清司君） ほかに御質問ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（井戸清司君） 御発言がないようなので、これをもって質疑を終結いたします。

議長（井戸清司君） 続きまして、賦課限度額改正について、当局の説明を求めます。

保険年金課長（渡辺拓哉君）〔資料1ページに基づき説明〕

議長（井戸清司君） ただ今の説明について、御質問、御意見がございましたら、お願いいた

します。

〔「なし」の声あり〕

議長（井戸清司君）御発言がないようなので、これをもって質疑を終結いたします。

議長（井戸清司君）続きまして、子ども・子育て支援金制度について、当局の説明を求めます。

保険年金課長（渡辺拓哉君）〔資料2～4ページに基づき説明〕

議長（井戸清司君）ただ今の説明について、御質問、御意見がございましたら、お願いいたします。

委員 令和8年度を据え置く場合、先程の話と同様に令和9年度に上乘せするというイメージでよろしいですか。

保険年金課長（渡辺拓哉君）委員お見込みのとおりでございます。ただ今説明いたしました子ども・子育て支援納付金課税分については、本来なら令和8年度から課税が始まりますが、これを据え置く場合に令和9年度については、据え置いた令和8年度分を含めた2段階分を引き上げることになるかと思えます。

委員 先程の話も今回の話も令和8年度は経済状況が厳しいから税率を引き上げないということですよ。

保険年金課長（渡辺拓哉君）お見込みのとおりです。

委員 先程の説明ですと、令和9年度は引き上げるとのことでしたが、令和9年度も経済状況が厳しかったらどうなりますか。この場合は令和9年度も据え置いて、その分、令和10年度に3年分をまとめて引き上げることですか。

保険年金課長（渡辺拓哉君）基金の状況から考えますと、令和9年度も据え置くということは厳しいと考えております。

議長（井戸清司君）私からも1点質問ですが、諮問書を見ますと、子ども・子育て支援納付金課税分については法律に合わせて税率の設定を行い、ただし、令和8年度について読替えにより0パーセントの税率を適用すると読めますが、この場合、課税しないことによる税収不足分を補う資金調達手段は、基金取崩しということですか。

保険年金課長（渡辺拓哉君）そのとおりでございます。

議長（井戸清司君）そうすると、その場合の基金の持ち出しは、他の国保税収不足分との合算で4億4,000万円出す必要があるということですね。

保険年金課長（渡辺拓哉君）現時点での試算では、そのとおりでございます。

委員 今回、ゼロベースでやっていくというお話ということで、子ども・子育て支援納付金課税分については、子育て世代の負担を減らすという意向で分かりますが、既存の国保税分も全く税率を上げないとすると心配が残ります。両方とも負担を据え置くように聞こえますがいかがでしょうか。

保険年金課長（渡辺拓哉君）諮問の内容としましては、子ども・子育て支援納付金課税分についてはゼロとし、その他の国保税については据え置きという内容になります。

委員 ここまでの議論ですと、諮問どおりでよいとは言えなくて、もう少し考えるための時間が欲しいと思います。時間がない中とは思いますが、来年に議会が始まりますが、それまでに何か考える手立てがないかなと思います。

保険年金課長（渡辺拓哉君）この後の皆様の御審議によるものと思いますが、来年1月の早い時期まででしたら継続審議は可能ではないかと思えます。ただ、その場合にその後のスケジュールはかなりタイトになってまいります。

委員 継続審議はスケジュール的に大変だとは思いますが、今日この場で結論を出すのは難しいのではと思います。

委員 令和8年度は、子ども・子育て支援納付金課税分は課税が発生せず、既存の国保税分も据え置きということで、市民側としては令和8年度の負担がなくなり良かったとなるものの、将来の不安が解消されずに令和9年度に大きく負担が増えるのであれば、それを市民の皆さんに御承知いただいた上で令和8年度は負担を増やしませんと案内するのが筋であって、将来の負担について事前に示さないのは市民に対して不誠実だと思います。

また、物価高に対して何らかの手立てを講じたいという市長の思いも分かりますが、物価高への対応については、国保の分野ではなく、他の手立てを考えた方がよいのではないかと個人的には思います。今回の子ども・子育て支援納付金の制度については、国が決めたものであり、変えられないものだと思いますので、実施しないというのは納得するのが難しいと感じます。

保険年金課長（渡辺拓哉君）もちろん、税率引き上げを見送る際は、将来の負担についても含めて周知をしていくべきだと考えております。なお、1年間負担を据え置いて2年目に2年分引き上げる場合、実際の「負担額」はトータルで少なくなりますが、引き上げ幅が大きくなると「負担感」としては増すのかなと感じております。

委員 篠原委員もおっしゃったとおり、税率を据え置いた先がどうなるのかということですよ。基金が今は約10億円あるものの、令和8年度で半分近く取り崩してしまう先には、やがて基金がなくなって取り崩せなくなる状況になり、その場合には一般会計から繰り入れる可能性があるわけですよ。この場合に国保世帯1万1,000世帯以外の市民からの納得が得られるかという点も難しいと思います。そうすると、今まで段階的に引き上げる方針だったのに、すべてなんでも一般会計から繰り入れるという施策は妥当ではないのではと思います。一般会計から繰り入れる施策の合理性は説明できるんですかね。

保険年金課長（渡辺拓哉君）まず、一般会計からの繰入れはできない状況ですので、国保会計内ですべて回すこととなります。今の基金の残高は約10億8,000万円で令和7年度を取崩しが約2,000万円を予定しているため、令和7年度末で10億6,000万円の見込みとなり、令和8年度は先程の説明のとおり4億4,000万円の取崩しを予定しているため、令和8年度末は6億2,000万円の見込みとなります。この基金の役割としては不測の事態に備えるというものですが、平成30年度から国保の運営主体が県になりましたので、県全体で国保を賄うという形になってきています。その中で基金の意味合いも薄れてきていますので今

の保有額である 10 億円を維持する必要はないですし、6 億円からもう少しなくても大丈夫ではないかと考えているところです。

委員 基金の意味が薄れてきているというのはどういう意味ですか。

保険年金課長（渡辺拓哉君） 不測の事態があった場合に基金から繰り出すというのが基金の本来の意味合いですが、その辺りは県全体でカバーし合うというのが今の制度になっていますので、そういった意味で基金の意味合いが薄れてきているということになります。

委員 今のお話ですと、現在保有している基金 10 億円を取り崩していってなくなると他の市町や県全体でそこをカバーしてもらえるとということですか。先程私は一般会計から繰り入れるという言葉を使いましたが、そうではなくて、県全体からお金を入れてもらえることになり、これが基金の意味が薄れてきていると同義であるということですか。

保険年金課長（渡辺拓哉君） 一般会計からの赤字繰り入れはできませんので、そうならないようにしていくのが第一となります。また、基金がなくなった場合に県からお金をもらえる訳ではありません。

保険年金課長補佐（鳥澤清佑君） 補足をさせていただきます。まず、一般会計からの繰入金に関する補足ですが、一般会計繰入金は決算ベースで約 6 億 6,000 万円となっております。一般会計繰入金は法定の繰入金と法定外の繰入金がありまして、法定の繰入金はメニューや積算根拠が定められており、問題なく実施できる繰入金となっています。一方で法定外の繰入金には、実施してもよい繰入金と実施してはならない繰入金に分かれております。実施してもよい繰入金の例としては、保健事業に対する繰入金があります。なお、保健事業に充てる財源は保険税として集めてもよいですし、法定外繰入から賄ってもよいことになっています。次に法定外の繰入金のうち、実施してはならない繰入金の例としては、税率設定が低いなどの理由で県への納付金の財源不足分を補う赤字補填の繰入金となります。これをやった場合は、国や県の指導の元、赤字解消計画を策定し、計画に沿って税率を引き上げる必要があるほか、国からの保険者努力支援交付金が伊東市分のみならず静岡県分の交付額にもペナルティによる減額となり、県内他市町にも迷惑を掛けることとなります。よって財源不足分は一般会計繰入金ではなく、基金取崩しによって賄う必要があります。

次に基金の意味合いの話ですが、平成 29 年度以前の基金については、その名称を保険給付費等支払準備基金と言いまして年度中の予期せぬ医療給付費の急激な増に対応するための基金となっており、まさに不測の事態に対応するための基金でした。しかしながら平成 30 年度の県単位化後では、医療給付費はその支払額と同額を県が必ず補填してくれるため年度途中の急激な医療費増に基金で対応する必要はなくなり、基金の使用目的としては、県へ支払う納付金と集める保険税のバランスを複数年にかけて調整することが主な目的となり、不測の事態に備えるというよりも一般会計における財政調整基金のように年度間の財政調整を目的とした基金となりましたので、以前よりも基金の意味合いが薄れたところがございます。

なお、伊東市のみが局地的な災害に見舞われるなどの特別な事情が発生した際は、県の

保有する基金から貸し付けや交付を受けることも可能なため、そのような観点からも市の保有する基金が不測の事態に備える必要がなくなり、基金の意味合いが薄れたと言えます。

委員 今の説明を聞くと、基金を取り崩して税率を据え置きすることに妥当性があるのかなと思います。いかがですかね。

保険年金課長（渡辺拓哉君）お答えするのが難しい話とは思いますが、10億円は保有額として多いのではないかという点と、その辺りを考慮した上での市長の政策的判断となりますので、その点をご理解いただければと思います。

議長（井戸清司君）保険税水準の統一をした際に、県は市が保有する基金を県へ集約すると言っている訳ではないですよ。伊東市の基金は伊東市が引き続き保有して、財政調整のために使用できるという認識でよいですよ。

これから少子高齢化が進んでいって国保の被保険者が減った場合に、県標準に合わせるために1人当たりの負担は増える訳ですよ。今は収納率が95.4%ですけどこれが下がる可能性もあるわけで、下がった場合にどこで補填するかというと一般会計からの補填は先程の話に出たとおりのペナルティになってしまうためできないわけだから、やはり基金から補填していくしかないわけです。そうすると今ある10億6,000万円のうち4億4,000万円使ってもあと6億円あるから大丈夫という議論にはならないと思います。ある程度の基金を保有して、後年度の赤字に備えることを考えると、来年度の4億4,000万円というのはすごく大きい話になってくると思います。だから、国保財政のこれからの先行き、令和12年度までだけではなくて、さらにその先のところまで考えれば、国保財政の安定化を図るためには、基金はかなり重要になってくる。そこを踏まえると、来年度4億4,000万円を取り崩すのはいいのか、悪いのかという議論になると思います。その辺をちゃんと説明しないとイケないと思います。そして、先程の話にも出ましたが、一般会計から赤字補填となる繰入金はできない訳ですよ。法定外の繰入金のうち、保健事業に対しての繰入れはできるけど、赤字補填となる繰入れは重大なペナルティに繋がるからできない訳です。もしも、そうなってしまったら伊東市の国保の財政にとって最低の状況といえますので、そうならないように気をつけなければなりません。

委員 基金の適正な保有額の目安はありますか。

保険年金課長（渡辺拓哉君）平成29年度以前の基金については保有額の目安の規定がありました。平成30年度以後はなくなりました。なお、一般的言われていますのが、納付金の5%から10%となります。本市に当てはめると5%で3億円、10%で6億円となります。

議長（井戸清司君）ほかに御質問ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（井戸清司君）御発言がないようなので、これをもって質疑を終結いたします。

議長（井戸清司君）続きまして、諮問にはありませんが、税率改正について、当局の説明を求めます。

保険年金課長（渡辺拓哉君）〔資料5～30ページに基づき説明〕

議長（井戸清司君）ただ今の説明について、御質問、御意見がございましたら、お願いいたします。

委員 確かに市民の皆さんの来年度の負担を軽くするという市長の意向に基づいてのお話ですが、税率引き上げに対する事務局の考えとしては、前回の協議会では段階的に引き上げるのが妥当との話でしたので、その点は大事にしてほしいと思います。もちろん、市長の政策的な考え方はあるけれども、事務局の皆さんはどのような考え方なのか、市長の考えなのでやらなくてはならない、というのはおかしい気がします。今まで税率を上げる意見と上げない意見が混在する議論の中でこのような話になったのなら分かりますが、段階的に上げる方向で考えが一致してきた後で、市長が変わったため、当局は新市長の意向に合わせて、というのは私としては分からないかなと感じます。

委員 各委員の皆様意見を聞いて、もっともだと思いますが、最終的には市長の裁量権をどこまで認めるのかになるとと思いますが、市長の意向をどこまで崩してもよいのか、という説明は事務局できますでしょうか。

保険年金課長（渡辺拓哉君）先程の河島委員のご意見と合わせてお答えいたしますと、当局側としましては、市長の意向を実現するのが当局という立ち位置である、という認識でやらせていただいております。次に大胡委員のご質問ですが、本協議会で決定した内容は答申という形で市長へ上げることになります。この答申には拘束力はありませんが、協議会で出された意見や議論の内容を答申とともに市長へ伝えて、その上で市長と再度協議をし、今後どうしていくかが決まっていくことになります。

議長（井戸清司君）私からも補足させていただきます。まず、本日、市長から諮問をいただきました。今までは本協議会としては基本的には税率については段階的に上げていこうという方針で議論をし、その方向で進めてまいりましたが、今回の諮問の内容としては引き上げを見送るという諮問でした。ただ、これは諮問ということですので、本協議会としては、協議会の中で市長の意見である諮問について委員の皆様にご意見や御判断をいただくこととなります。我々としては本市の国保制度の中で基金の問題や市民負担の問題を考慮した中でどちらがよいのか、ということはこの運営協議会の中で皆さんに御判断いただき、税率については段階的に激変緩和とりながら年々上げていくのか、それとも1年据え置き基金を使ってそれでも2年後に2年分の負担増を行うのか、それを市民に求めるのかというのを考えなければならない訳です。あとは基本的に市民の皆様のご経済状況ですよ。経済的な事情を考えると市民の皆様のご給料や人件費がいきなり上がることは考えにくい、じゃあ2年後に経済状況がどうなっているかということも加味しなければいけないのですが2年後の状況がどうなるかは現時点では分からない訳です。ですから、そのような状況も踏まえた中で今までは税率を段階的に引き上げる方針としていましたが、当局は市長が諮問してきた内容に沿って方針を変更してきた訳です。これを受けて本協議会としては、税率の据え置きは今後の本市の国保財政を考えた場合に厳しいのではないかと、市民負担や

経済状況を考えれば今までどおりの考え方で税率を段階的に引き上げた方がよいのではないかという答申しても別に良いと思います。この辺りはこの協議会の中で皆様に御判断していただいて、それを答申していくということになりますが、最終的には市長の判断となりますので本協議会の答申が最終的な決定事項になる訳ではございません。

委員 私は諮問に対して賛成いたします。財源が全くない中での税率据え置きではないので、私としては、市長の裁量権を認めた方がよいと思います。

委員 令和8年度の負担を軽くすること自体はよいことだと思いますので、先程篠原委員がおっしゃったように令和9年度は令和8年度分も含めて税率が上がるということを市民の皆様ちゃんと伝える必要があると思いますので、令和9年度の大幅な負担増についてきちんと周知するというを条件としていただきたいと意見として申し添えます

議長（井戸清司君）ほかに御質問ありませんか。

委員 市長の裁量という話が先程出ましたが、新しく選ばれた市長として市民生活を守っていく又は支えていくための物価高騰に対する経済支援の施策の一つとして今回の税率据え置きということをおっしゃっていると思いますが、先程言いましたとおり、これは国保の加入世帯に限っての話ですので市民全体からすれば対象者が限定的ですよ。市長は物価高騰に対する施策は他にも考えていると思いますが、一方で国保税についてはある水準まで上げていかななくてはならないし、これは変えようがない訳です。先程、再来年には大きく上げるのならそれを説明すべきという話もありましたが、きちんと説明するくらいなら令和8年度から均等に上げる方がより説明がしやすいと思いますし、均等に上げた方が市民としても納得感あると思います。令和8年度に上げなくても令和9年度に上げるのなら、年齢のよって国保を抜ける一部の層を除いて一般的にはその後も加入し続ける国保の方が多い訳ですから、問題の先送りになってしまうのかなと思います。これはあくまで私の意見ですが。

委員 前回の協議会では、税率については、県の水準の統一を図るために、計画的な引上げを行うという話でした。そうであれば、市民に大きな負担を掛けずに済むように計画的な引上げにより、県の保険税率の水準に合わせていくようにした方がよいと思います。

議長（井戸清司君）ほかに御質問ありませんか。

ちなみに来年度に税率を据え置いた際に、再来年度は現行との税率の差はどのくらいになるか、試算はできていますか。

保険年金課長補佐（鳥澤清佑君）再来年度につきましては、県全体の医療費の伸びによって本市の負担も変わってきますので試算については難しいですが、伊東市単独の事情として、県内の税率の水準に近づけるために増える負担が3,000万円から5,000万円程度見込まれますので、令和8年度の医療分・後期分・介護分の財源不足額3億8,500万円に間を取って4,000万円を足した薬4億2,500万円が本市の再来年度の負担額のスタート地点になるかと思います。資料の12ページを見ていただきますと、令和8年度の医療分が2億5,800万円不足、後期分が8,700万円不足、介護分が4,000万円不足で合計3億8,500万円とな

りまして、13ページを見ていただきますと、令和9年度は α がさらに減少することによって3,000万円から5,000万円程度本市の負担が増えることが読み取れます。

議長（井戸清司君）資料13ページについて聞きますが、激変緩和措置による財政支援が令和8年度は5,300万円くらいありますが、これは本市が税率の引上げをしない場合は交付されないということはありませんか。

保険年金課長（渡辺拓哉君）激変緩和措置による財政支援は、本市の税率の引上げの有無に関わらず交付されるものと認識しております。

議長（井戸清司君）その場合、令和8年度の激変緩和分の5,300万円を基金に積むことは可能ですか。

保険年金課長補佐（鳥澤清佑君）令和8年度は納付金の増が7,900万円に対して激変緩和分が5,300万円であるため、差し引き2,600万円の負担増となり、基金に積むことは難しいと思います。

議長（井戸清司君）そうすると令和9年度は納付金が1億1,700万円で激変緩和が5,900万円ですから差引5,800万円の負担増になる訳で、これは令和8年度に税率を据え置いた場合に、令和9年度に引き上げるべきに据え置き分とは別にこの5,800万円についても税率の引上げで対応するしかないということですよ。

議長（井戸清司君）ほかに御質問ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（井戸清司君）御発言がないようなので、これをもって質疑を終結いたします。

合わせて、本諮問に係るすべての質疑を終結いたします。

議長（井戸清司君）本来であれば、本日議決するところですが、様々な意見がございましたので、皆様が日程的に御都合がよろしければ、委員長の判断として「伊東市国民健康保険税の税率等の改正について（諮問）」は継続協議とさせていただきます、年明けにもう一度協議会を開催して、御意見をいただいた上で結審をいただきたいと思いますが、これに対して皆様の御意見を伺いたいのですが、いかがでしょうか。

委員 市長の考えによって令和8年度の税率を据え置いた場合、令和9年度には税率が急激に上がることになる訳ですが、これについて何か対策を考えているのか、この辺が解決しないとちょっと判断ができないと思いますが、どうですか。

保険年金課長（渡辺拓哉君）令和9年度の上り幅に対する緩和ですが、その時の経済状況にもよってくるとは思いますが、基金でもう少し緩和ができるかもしれないですし、当局側としてもいきなり大きく上げようとは考えておりませんので、できるだけ低く抑えるようにはしたいとは考えております。

委員 あやふやな状況では判断ができないと思います。ただ、基金が10億は必要ではないということは分かりました。3億円から6億円程度あれば大丈夫なのも分かりました。令和8年度だけ考えれば基金を使ってもいいのではないかとは思いますが、それ以降のことが何も分からないというのは無責任だと思いますし、そのような中で我々が判断することも無

責任になってしまうと思います。やはりその辺りの未来像がある程度見えてこないと賛成しかねます。

議長（井戸清司君） 暫時休憩いたします。

午後 4 時 1 0 分休憩

午後 4 時 1 1 分再開

議長（井戸清司君） 休憩を戻し再開いたします。

ただ今、当局に確認しましたところ、令和 8 年度に税率を据え置いて基金を 4 億 4,000 万円取り崩した場合に、令和 9 年度に税率をどのくらい上げる必要があるのかというシミュレーションについて、あくまでも推計ではあるものの出すことはできるとのことでしたので、次回の協議会でこれを事務局から提示させていただいて、その上で再度皆様に御判断をいただくという方法を採用したいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」との声あり〕

議長（井戸清司君） それでは本日はこの程度に留め、「伊東市国民健康保険税の税率等の改正について（諮問）」は継続協議といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

議長（井戸清司君） 御異議なしとのことですので、「伊東市国民健康保険税の税率等の改正について（諮問）」は継続協議といたします。

議長（井戸清司君） 次に、議題 2 その他を議題といたします。

委員の皆さんから何かございましたら御発言願います。

〔「なし」との声あり〕

議長（井戸清司君） 御発言がないようなので、これをもって質疑を終結いたします。

以上でその他についての報告を終わります。

当局から何かありますか。

保険年金課長（渡辺拓哉君） お手元に本市国保の統計書である「伊東市の国保」と「国保新聞」を配付させていただきましたので、資料として参考にしていただきたいと思います。

次回の国保運営協議会の開催についてお願いいたします。

次回の国保運営協議会につきましては、本日の継続審議を行うため、可能な限り早い時期の開催をいたしたく、来年の 1 月 8 日を予定しております。御多忙の折とは存じますがよろしくお申しします。

議長（井戸清司君） これをもちまして、本協議会に付託された議題は、全て終了いたしました。御協力ありがとうございました。

以上で本日の会議は閉会とさせていただきます。

お疲れ様でした。

会議 午後 4 時 1 3 分閉会

以上のとおり会議の次第を記録し、ここに署名する。

令和7年12月24日

議長（会長） 井戸 清司

会議録署名人 佐藤 周

会議録署名人 四宮 和彦
